別紙５

○総務省告示第　　号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第三十八条の三の規定に基づき、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成二十三年総務省告示第五百五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和八年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（パッケージ型固定泡消火設備の基準） 第十八条　［略］ ［2・3　略］ 4　パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤（規格省令第二条一号に規定する泡消火薬剤又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二、第一条の三並びに第四条第一項及び第三項の規定に適合する機械泡消火薬剤をいう。別表第七において同じ。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。 一　別表第七に定める試験において消火性能を確認したものであること。 ［二　略］ ［5　略］	（パッケージ型固定泡消火設備の基準） 第十八条　［同上］ ［2・3　同上］ 4　パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、水成膜泡消火薬剤又は機械泡消火薬剤（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二並びに第四条第一項及び第三項の規定に適合するものをいう。以下同じ。）とするほか、次の各号に定めるところによらなければならない。 一　パッケージ型固定泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、別表第七に定める試験において消火性能を確認したものであること。 ［二　同上］ ［5　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	